

戦後期の北九州五市合併運動

徳本, 正彦
九州大学教養部教授

<https://doi.org/10.15017/1884>

出版情報 : 法政研究. 55 (1), pp.1-44, 1988-10-07. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

戦後期の北九州五市合併運動

徳 本 正 彦

本稿は、今年度をもって退官される谷川栄彦教授への送別の意をこめて書かれた。教授の実証的な学風に、いささかなりとおこたえてきていればさいわいである。なお本稿は、「戦後初期の北九州五市合併論」(『法政研究』第五四卷二～四合併号)の続稿をなすものである。

目 次

- 第一節 合併へむけての体制づくり
- 第二節 合併調査専門委員の意見
- 第三節 合併調査促進委員会の活動と地元への対応
- 第四節 合併路線の崩壊

第一節 合併へむけての体制づくり

一、県と国への働きかけ

前稿の「戦後初期の北九州五市合併論」(『法政研究』第五四卷二～四合併号)で示したように、昭和二三(一九四

八)年から二四(一九四九)年にかけて、北九州では五市合併論が再び登場して市民の関心も徐々にたかまりつつあったのであるが、実際にそれを推進することになると、五市の足並みは必ずしも一致せず、またそこでのリーダーシップの確立も、五市が対等であるだけに難かしかった。そうした状況のなかで、五市の関係者のあいだから起ってきたのは、広域自治体としての県の役割に期待しようという動きであった。五市合併をめぐる動きが地方政治過程における運動としては、このようなかたちをとっていったのは、北九州五市のおかれていた状態からすれば、むしろ自然のなりゆきであったといえよう。

この皮切りとなったのは、昭和二四年一月九日に八幡市役所で開かれた五市議長会議での論議であった。すなわちそこで、県に対して積極的な対応を求めることが申し合わされたのである。山県勝一の記録によると、口火を切ったのは白木戸畑市議長であった。

杉本知事も公開の席上で相当熱心な合併論を発表して置き乍ら縣としては未だ何等の機構も持っていない。これから先合併問題を結論づけるためには、更に別の機構が必要だと思ふ。執行機関やその他を加えて今の陣容を整備するか縣に働いて貰って最後の線を出すのが良いことはないか御検討を願ふ。

というのがそれである。それをめぐっては、「県の調査もその後なげやりになっていることは不都合だと思ふ」(土田若松市議会副議長)という指摘から、「申合せの線で寄合つて研究し、その結果によって県に接衝することが必要ではないか」(栗林門司市議会議長)という見解までいろいろな発言があったあげく、結局、「五市が寄り合つて協議する際には五市に関係のないもので組織する必要があるが県でやらねば出来ないことだ。現在の研究室の機構では出来ない故県を動かしてその様な機構を作る必要がある」とする、守田八幡市長の主張が大勢となり、同月一三日から開会予定の県議会にむけて、知事に働きかけることで合意をみたのであった。

明けて昭和二五（一九五〇）年の新春早々、建設次官の岩澤忠恭が来福したのをとらえて、一月六日小倉市役所において、同次官ならびに安本地方公共事業課長、杉本知事ならびに県の関係部課長、五市の市長、議長や合併研究委員、五市商工会議所会頭、それに地元選出国会、県議員も加わった、五十数名からなる関係者懇談会が開かれた。「これらの立役者が一堂に会して本問題について懇談したことはこれが当初である⁽³⁾」といわれたが、それはさきの石川、杉本一行を囲む懇談会のあとを受けて行われた、第二回目の地元、県、中央の会合であったけれど、今回は関係本省次官を囲むものであっただけに、地元、県、国の三者の会合として注目されたのであった。この会合において岩澤次官は、「建設省としても都市計画の面から五市問題を総合的に検討しており、論議の余地はない、合併後は七大都市に加わるが、神戸などの如く雑然としていず、五市それぞれ港湾、文化、住宅、工業などの特徴を持つ美点がある⁽⁴⁾」とし、「五市合併はも早や議論の時期ではなく実行あるのみだ⁽⁵⁾」と強調したという。同次官はまた門司側からの六市合併へむけての特別市制についての質問に対して、その実現は難かしいとし、関門港問題については港湾法によって解決されうるとした。このかぎりでは、国は地元からの働きかけをまつまでもなく、むしろ逆に積極的に地元での体制づくりをうながしたといつてよいだろう。

これに対して杉本知事は、「知事としてももう少し能動的にやってみればとの要望があったが、これは自分が音頭をとるといふ性格の問題ではなく市民の世論にまっぴら実現されるべきものだと考えているが、二五年度にはもう少し自分もはっきりした線を出したいと思っている」と述べ、同年度中に特別機構の設置を考慮している旨を表明した⁽⁶⁾。また地元側は、門司は別として、「県が官庁の力で押しつけると言うのではなく世話をして話をまとめる様に一日も早く実現する方向に持って行って貰いたい」（守田八幡市長）、「門司市の意見が一つの難点であるが理屈で門司市が納得するとは思えないので門司に対しては知事さんから懇談的に話して貰えば折合がつくのではないかと思ふ」（井上若松市長）

「五市の間で始末のつかない問題は県や国で考えて貰はねばならぬ我々の足りない処は知事さんに乗り出して貰って昭和二十五年度一杯には何とか形のつくようにして貰はねばならぬ」(久保田若松市議会議長)と、県がまとめ役として乗りだすことを要望する声がつよかったのである。⁽⁷⁾

この数日後(一月一〇日)、力丸小倉市議会議長は、五市合併総合研究委員会委員長代理として、かさねて県知事を訪問し、県庁を主体とした合併調査促進の機構をつくるべく、昭和二五年度県予算にそのための予算を計上するよう要望を行っている。⁽⁸⁾

この要望はほぼ受入れられた模様で、二月一〇日に門司市役所で開かれた五市正副議長会議においては、県において五市合併調査等について約百万円の予算が計上されていることが確実だとして、各市においては昭和二四年度の追加予算として各市三万円宛計一五万円の支出を行うこととし、「当分の間県が事務局を開設するまで五市合併研究室の事務を継続することに決定した」⁽⁹⁾のであった。

五市の市議会議長は、このあと二月二二日に、「合併を目指して」と題する放送座談会を小倉市役所で行っているが、このときにも、合併問題の最後のまとめをつけるために、県にさらにかさねて依頼していくことを申し合わせているし、⁽¹⁰⁾また北九州選出県議団のあいだでも、まだ県の措置は手ぬるいとしてさらに努力を求め動きがあったのであった。⁽¹¹⁾

なお放送座談会に関連していえば、NHKはこのあと、三月三日より毎週金曜日午後六時半からの「郷土の時間」において、五市の各界代表者による放送座談会を連続して行い、それは六月一四日まで三カ月以上にわたって続けられた。この放送キャンペーンが五市合併問題のクローズ・アップに力があつたことはいまでもないであろう。

二、県による合併調査促進委員会の結成

しかしながら、地元自治体リーダーのあいだにおける、合併促進へむけての自主的なとりくみの姿勢は、まとめ役を県に依頼した段階からいささか腰くだけとなった。五市合併研究室は三月一日に『北九州五市合併に関する資料』第二輯を出したものの、新年度早々の四月四日に開かれた五市合併総合研究委員会が、ほとんど何の前進もみることなく終わったことがそれを示している。すなわちこの時の委員会は、「各委員の集りが悪く議事の進行も低調で」、「合併促進委員会の発足、市民投票実施、市民に対する普及徹底策など合併を積極化する主だった議題に対してはかねて六市合併論をタテに消極的立場をとる門司市をはじめ一部に時期少早論(マア)がとび出し全部撤回された(12)」のであった。当時、『西日本新聞』は、港湾法の成立を前にした門司市の関門一体論への固執のほか、八幡市における合併反対派の台頭、各市のセクショナリズム、世論の盛り上りのおくれ、を指摘していたが、それらがちぐはぐな動きとなってあらわれたのであった。⁽¹³⁾

ところで県の方では、地元からの要請を受けて新年度に予算措置を行い、県主導下に合併の調査促進を行う準備をすすめており、そのうえに立って六月九日、福岡県主催による北九州合併協議会が、小倉市役所会議室において開催されたのであった。この協議会に参加したのは、杉本知事、奥田副知事、金子県土木部長をはじめ、地元側から五市の市長、正副議長、商工会議所会頭ら計四〇余名であったが、ここで県の原案にもとずき、北九州五市合併調査促進委員会の結成が行われたのであった。このときの県の方針は、次の資料に明示的である。

北九州五市合併に関する処理方針

一、県としてのこの問題に対する態度は、五市の完全なる合併を促進することに在るが、地元関係五市の自主的動向を尊重し、県が仮りにも五市の自治権に介入して強制的に合併措置をするようなことは絶対に避けること。

二、地元五市の合併に対する熱意が相当昂揚されている現情に鑑み、県としては、この際更に急？に合併実現に到達できるような県に「北九州五市合併調査促進委員会」を設置し、その事務局を県庁内に置き、その出張所を北九州の現地に置くこと。

三、前項の委員会並びにその事務局の機能は、北九州五市における合併対策の自主的機関に対する側面よりする指導協力的立場を堅持し、この問題の積極的推進をすることにあること。

四、現在五市の合併に対する歩調は必ずしも整ってはいない実情にあるので早急にこれが歩調の一致を見るよう勧告すること。

五、現在五市の自主的機関である「五市合併研究委員会」並びに「五市合併研究室」は、これを更に一歩進展させて「五市合併準備委員会」並びにこれが事務局に改組させ強力且つ積極的に合併態勢に移行するように勧告すること。⁽¹⁴⁾

ここには、地方自治の原則に配慮しつつ、五市合併の実現へむけて積極的に働きかけようとする姿勢を読みとることができよう。この方針のうえに立って、同協議会では杉本知事は、八項目にわたる調査の基準を示し、右にいう調査機関の新設を提示するとともに、同年八、九月頃に住民投票に問うて、同年度内か遅くとも翌年度初頭までには合併のカタをつけたいとしたのであった。これに対して門司市長らは賛否の表明はできないとして論議の堂々めぐりがあったものの、結局は県の方針が了承されたのである。⁽¹⁵⁾ 合併調査促進委員会は、次のような委員によって構成された。

委員長 杉本知事 副委員長 奥田副知事

委員 土屋副知事、県の総務・土木・経済・建築各部長 計五名

北九州五市選出県議會議員 計一四名

五市市長、五市議会議長 計一五名

五市合併総合研究委員 計一五名

五市商工会議所正副会頭 計一五名

報道機関代表（放送局、朝日、毎日、西日本、新九州、フクニチ）計六名⁽¹⁶⁾

なおこのとき、合併調査促進委員会は専門委員をおくこととし、それぞれ専門分野毎に、水道―君島八郎九大名誉教授、行政―林田和博九大教授、交通―金子柁県土木部長、経済―松岡瑞雄九経調事務局長、港湾―山本五郎元住友倉庫社長、財政―藤田武夫立教大教授、が内定をみ、さらにその後、全体にまたがる専門委員として小倉庫次東京市政調査会理事が決定をみたのであった。また事務局については、局長のほか幹事若干名、書記若干名をおくこととし、数日後、同局長には福岡地方経済調査庁長の職にあった阿部源蔵が内定した（のちに変更）。杉本知事はこの協議会のあと上京して、専門委員の委嘱や関係方面との接衝を行い、また石川栄耀と地方自治庁長官本多市郎との三者による五市合併座談会を行っている。この時期、知事はかなりの熱意を以てことにあたっていたとみてよいであろう。この座談会は西日本新聞社の主催によるものであったが、まがりなりにも関係閣僚の賛意をひきだしたのも、一つの前進であったといえる。⁽¹⁷⁾ ここにおいて五市合併への動きは、県主導下に新たな段階に入るにいたったのであった。このあと杉本知事は、六月二四日付の「福岡県告示第三百五十五号」において、「北九州五市合併調査促進委員会規程」を正式に告示している。⁽¹⁸⁾

三、専門委員の活動

北九州五市合併調査促進委員会事務局の開庁式は、七月一日、奥田副知事以下委員など約六〇名出席の下に、小倉市公会堂で行われた。奥田副知事はそこで、「合併問題の調査組織も充実したので事務局の発足を機に一段と拍車をかけ、八月中旬までには調査結果を整理して市民の要望に応え、一日も早く合併を実現させたい⁽¹⁹⁾」と挨拶をしている。調査結果の整理が八月中旬には完了というのは、どうみてもはやい。そこには激励の意味もあったにせよ、県当局が問題の背後にある不協和音の解消の難かしさを、充分には認識していなかったふしがかがわれる。この点につ

いては、おそらく委嘱を受けた専門委員もまたそうだったであろう。

専門委員による調査活動の皮切りとなったのは、港灣行政専門委員の山本五郎であった。かれは七月四日には大阪から来福して知事と懇談し、翌五日から現地視察に入ったが、現地を見るまえに、はやくも福岡で「門司の反対をよく聞くが、いたずらに反対していたのでは孤立状態になり結果的には大きな損になる⁽²⁰⁾」と語っている。結論ははじめからきまっていたともいえよう。つづいて七月一三日、第一回専門委員会が知事、両副知事参加の下に県庁で開かれたが、そこでは県の調査大綱を検討したうえ、当面、財政と港灣問題に主力をそそぐこととし、八月末までに総合的結論を出すこととした。そしてそのあと、一四日からは、小倉、松岡の両委員が現地視察に入り、二二日からは林田委員が、同三一日からは松岡委員が現地を訪れている。

他方、地元ではどうであったかという点、門司市で一六日に行われる予定だった専門委員との会合は、かんじんの小倉、松岡の両委員が姿をみせないまま、木村商工会議所会頭はじめ市会議員が時期尚早論を主張するだけで終り、一九日に小倉で開かれた最後の五市合併総合研究委員会は、総合的には五市合併に賛成だが、経費負担の増に伴う市民の反対、交通機関の整備が先、現状では農村部がおざりになる、財政面の研究が不充分、などの指摘がなされ、同委員会としては結論を出さないということになったのであった⁽²¹⁾。このことは、合併への動きが本格化しようとしたその矢先で、当の地元での意志結集がなされないということの意味していた。県に要望をし、その要望を受けて県の動きが具体化しはじめたところで、当事者があいまいな態度しか示せなかったのであるから、これはなんともみっともない話であった。その裏にあった「ほんね」や思惑は推察するしかないが、ただはっきりしてきたことは、県当局ならびに専門委員の路線と、地元のそれに対応する姿勢の実態とのあいだにズレが生じているということだったのである。

だがむろん専門委員の活動はつづけられた。そこでは、七月の現地視察をおえて、各委員はただちに意見書のまとめ作業に入っており、それは八月一七日に県庁で開かれた第二回専門委員会での打合せを経て印刷に付されたのであった。ではこの八月の段階でまとめられた各専門委員の意見とはどのようなものであったのであろうか。これらの意見書は、このあと合併の実現にいたるまでの長期のあいだ、専門家の見解としてしばしば援用されたものでもあるので、以下その要点を整理して示しておこう。

第二節 合併調査専門委員の意見

一、小倉庫次の意見

まず、都市問題の専門家として知られた小倉庫次であるが、かれは「市政一般」についてということで、総論的な意見を開陳したが、その要点は次のようなものであった。

小倉は「都市を構成する区域は社会的、経済的また文化的に一体としての都市生活を営み、それを持続し発展するに必要にして十分な広さの境域をもってその区域とするのが理想である」という見地に立って五市をみれば、「五市の合併はすでに可能性の範囲を乗り越えて必然性の段階に入っている」とする。⁽²²⁾かれがその理由としてあげているのは、①都市構造の共通性、②都市機能の相似性、③社会的、経済的一体性、④市民の共通意識、の四点であって、北九州五市の生産都市としての共通性と一体性、ならびにそこから生ずる共通感情こそは、五市の合併を必然たらしめるものだといっているのである。

つづいて小倉は「五市合併の眼目」として、①大都市形成の要件がととのうこと、②市民の政治、経済力が結集で

きること、③行政能力がいちだと發揮できること、④「働く都市」へと發展すること、などをあげているが、そこには希望的観測にすぎる表現も少なくない。「一大都市へ飛躍發展するという幾何級数的意義がある」だとか、「大都市となれば自然市民の政治意識も高まり、市政への関心も強くなる」とか、また「この『働く都市』の将来は洋々たるものであることは確言するにはばからない」とかいった記述がそれである。⁽²³⁾そこには科学的意見というよりは、一種の鼓舞激励調があったことは否めない。しかし同時に小倉の場合には、合併後の行政のあり方をめぐって、「市民がつねに市の政策および活動を認識し、民主的市政における市民の権利をいつでも行使しようとする活動的な責任をとる市民であること」が必要であるとされ、「五市の合併は五市の市長がやる合併でもなく、市議会議員がやる合併でもなく、いわんや知事のやる合併でもない。結局は五市の市民のやる合併なのである。合併の主体も客体も五市の市民である」ということが重視されている点は注目される。⁽²⁴⁾そこには石川栄耀の場合にうすかった、市民本位の合併でなければならぬという観点を見ることができからである。かれはそのような観点をもって、行政能率の向上、サーヴィス行政の徹底、行政組織の簡素化、行政区の設置（八〇一〇一区）、行政費の節減と合理化、などを提言したのであった。

二、林田和博と藤田武夫の意見

これに対して、林田和博と藤田武夫は、それぞれの専門の立場から、地方行政と地方財政についての意見書を提出した。

林田もまた、「五都市の合併は、新たに、都市生活のすべての面に於て飛躍的に強化せられた都市を創造するに至る⁽²⁵⁾」として、①自治主体の強化、②経済的、機能的団体としての地位の確立、③行政的統制の強化及び合理化、の三

点をあげている。その内容は小倉のそれと大同小異であるが、ただそこでは「市民的自治に重点を置く自治的都市」に対して、「都市が国家的社会的に果たす中心的機能に重点を置く機能的都市」が区別され、北九州を後者に相当するものとしている点が特徴的である。「大都市形成の必要性は市民的幸福と相並んで国家的世界的見地から判断せられねばならぬ」という指摘はそこからなされたものであったといえよう。⁽²⁶⁾

なお、かれは五市合併が、「自然的条件に従って、躊躇することなく断行すべき時期に到達している」とするのであるが、そのうえで合併後の行政一般については、①行政区域の合理的区域の検討、②市議会構成並に各種選挙区に関する検討、③行政機構並に各種委員会の構成、について簡単な提言を行っている。だがそこでは、五〇七の区役所、現行一八八名の市会議員が五二名になること、ならびに各行政部局の構成が示されるにとどまり、それ以上にふみこんだ意見は述べられなかった。

他方藤田は、財政問題をとらえるにあたって、「合併後における財政力、租税負担および経費の増減は、合併の成否を決定する鍵である」⁽²⁷⁾として、問題をこの三点にしぼり、ややふみこんだ検討の結果を示した。それによれば第一の点については、市税収入とくに市民税と固定資産税の増、ならびに公営企業及び財産収入の増がみこまれ、地方財政平衡交付金の減をふくめても、合併は新都市の財政力の強化に役立つとした。つぎに第二の点については、税制を機械的に適用すれば、市民税は均等割額の増額（六〇〇円→八〇〇円）をふくめて大幅増税になるとし、政策問題としては市民税の増徴をできるだけおさえ、固定資産税、電気ガス税、広告税および接客人税等の自然増収に重点をおくべきであると提言をしている。また第三点については、経費の減額をきたすべきものと増額をきたすものがあるとして、具体的に議会費及び市役所費と警察消防費をとりあげて説明しつつ、「歳出は、総体的に見て合併により節約される」⁽²⁸⁾としたのであった。そのうえに立って、藤田はこう結論づけている。すなわち、

今、歳入歳出の両面に対する五市合併の影響を総合して判断するに、歳入面における財政力の強化と歳出面における経費の節減をもたらすこととなり、両者相俟って合併後の新都市は財政力に余裕を生じ、新しい事業計画を実施し、住民の公共的福祉を一段と増進することが出来るものと考えられるのである。⁽²⁹⁾

と。藤田の意見書は、対象を限定しつつ全体的に冷静で、説得力に富むものであったといえることができる。

三、その他の専門委員の意見

その他の専門委員の意見は、経済について松岡瑞雄、交通について金子樞、水道について君島八郎、港湾について山本五郎の各意見からなるものであるが、その特徴点だけにしぼって紹介しておく、それはおよそ次のようなものであった。

まず松岡は、北九州工業地帯が「総合的工業地帯としての安定性と弾力を欠いている」ことを指摘し、「むしろ相対的には悪化の傾向さえ窺われる」として、「今や抜本的な対策を必要とする時機に当面している」ということから、「北九州五都市の合併はこれらすべての抜本的対策を可能にして北九州経済の繁栄を維持するための不可欠の前提であることは明らかである」とする。⁽³⁰⁾ かれは北九州経済の特質と動向を、工業、商業・貿易、金融、農業、水産業について指摘したうえで、「競合の状態において北九州に秀れた総合的立地条件の出現を期待することは絶対に不可能」としたが、その指摘が北九州の各企業になんらかのインパクトを与えたことは、想像に難くない。

つぎに交通の金子は、鉄道、幹線道路、自動車輸送、通信施設等についての検討を行っているのであるが、それとおおしての北九州の欠陥として、①高速交通機関の欠如、②バス交通の立ち遅れ、③若松市の孤立、④電話施設の不備、を指摘し、それを克服することが課題であるとした。そこからかれは五市を一丸とした力が必要であるとし、

「五市の合併によって交通の諸問題を解決し、現在の市民の活動の不便を解消し、将来の発展に備えることが今日五市の市民に与えられた当面の最も大きな課題である」⁽³²⁾としたのである。

また君島は、北九州における上水道、工業用水、下水道の現状と問題点をとりあげ、水道事業の財政に及ぼす影響についてふれたうえで、五市合併との関連について次のように指摘した。

……五市夫々の立場に於て水源を物色し、逐年増加する水量に應じる事は極めて至難の事である。之はどうしても総合的に水源を求め、之を開発連絡して適宜分配するのぞなければ満足な結果は得られない。又其工費にしても各市夫々別個の水源を求め単独に送水配水を求めるならば非常に不経済な莫大な建設費を要し、水源の拡張は殆ど不可能に属する⁽³³⁾。

と。ここからかれは、一元的機構としての合併五市こそがこの打開をなしうるとしたのである。

最後に港湾担当の山本であるが、かれは北九州各港の特徴について述べたあと、問題の関門港に関しては、「門司港は純然たる仲継港である」とし、下関港の方が独立性が強いとしつつも、関門港の不可分性を認めつつ、そのうえに、関門総合港を目指すべきであることを提言した。「五港は一市となり、この六つの港は一つの港として、一ポートオーソリティ (Port Authority) の下に置かれ」⁽³⁴⁾るべしというのである。かれによれば、六市の港が総合港として一つにまとめれば、「西日本の一大世界港として発展し得る可能性は豊かなるものがある」のであり、それと自治体合併とは混同されてはならず、「財政的、経済的将又政治的にも下関市は山口県のもの」なのであって、そのもとにおいて五市合併は、「それによって利するところ多く、損になる場合もその程度は極めて尠少であると結論することが出来る」というのであった⁽³⁵⁾。この山本の意見は、とくにその門司港の位置づけとの関連においてほどなく門司側の反撥を受けることとなるのであるが、そこにおける大局的なとらえ方は、やがて次第に影響をひろげていくことになる。

以上、これらの専門委員の意見は、個々には力点のちがいはあれ、いずれも五市合併論を積極的に主張したものであって、それらを全体としてみれば、五市合併論の論拠はほぼ出つくした感があったといつてよいであろう。それは石川栄耀個人の場合とくらべれば、量的にも質的にも大きな比重をもって、五市合併論をささえる大義名分の、理論的根拠となつたのであった。

第三節 合併調査促進委員会の活動と地元への対応

一、合併調査促進委員会の活動

各専門委員の調査報告を受けて、第二回目の合併調査促進委員会は、昭和二五（一九五〇）年九月四日、小倉市役所において開かれた。会議は在福の専門委員の報告のあと、①合併問題の普及徹底について、②住民投票の実施について、③各市負担金について、④小委員会の設置について、の四つの事項について協議を行った。この会議には門司市の委員が出席しなかつたのであるが（このあと門司市長が非公式に知事と会談したという）、①については同月七日より三日間にわたって五市のそれぞれにおいて合併懇談会を開催することで意見の一致をみたものの、②については同年十一月一〇日に予定されていた教育委員選挙と同時に実施するとの知事提案が出されたにとどまり、④の小委員会を各市三名づつの常任委員を以て設置することとして、以後の運営をそこで協議することとなつたのであった。⁽³⁶⁾

当時朝日新聞がスクープしたところによれば、門司市委員は同日、門司市で「北九州五市合併調査促進委員会」を独自に開き、「秘密会」での三時間におよぶ討議のすえ、五市合併絶対反対の強い線を打ち出していたのである。⁽³⁷⁾

九月七日からの合併懇談会は、県側委員はもとより、小倉、藤田、山本の各専門委員も新たに加わつて、盛況裡に

行われた。各市でのその懇談会の模様を開催順にみると、そこでの特徴はおよそ次のようであった。まず七日午前の若松市公会堂での懇談会では反対意見はなく、一部に若戸架橋完成後でもいいのではという時期尚早論や洞海三市合併論が出たにとどまり、同日午後の戸畑市公会堂でのそれでは、合併による市民負担への疑問や、時期尚早論がやや多く出されている。⁽³⁸⁾ つぎに八日午前の八幡市警察署の三階ホールでの懇談会では、三市合併論や遠賀川以東の大合併についての賛否両論、合併慎重論なども出されてまとまりに欠けたようであるが、同日午後の小倉市公会堂でのそれでは、合併賛成論が圧倒的であった。⁽³⁹⁾ そして九日午前に門司市集会場で開かれた懇談会では、それよりさき、七日に門司市が独自に行った「合併打合せ」で時期尚早論が圧倒的であったことへの反撥もあって、ヤジもとび賛成論がかなり出たのである。⁽⁴⁰⁾ この門司での動きについては次節で改めてふれる。懇談会が終ったあと、杉本知事は、「各市民が非常な熱をもって大局から考えていられることを感じたが」「私どもの考えと多少の食い違いがあるように思われる点もあった」とし、各市が北九州全体の立場に立つことを求めつつ、ひきつづき一月一〇日に「合併か否かの各市の市民投票をやってもらいたいと思っています」と語っている。⁽⁴¹⁾ この段階では、知事はまだ当初の方針が実現可能であるとみていたといつてよいであろう。

九月四日の委員会で決定された小委員会は、同月一五日、小倉市役所において、五市の市長、議長、商工会議所会頭、計一五名の委員参集のもとに開かれ、五市の各地区での懇談会開催の件、リーフレット作製の件、ならびに各市負担金の件についての協議が行われた。そしてそれを受けて九月二九日、第三回五市合併調査促進委員会が、小倉市公会堂で開催されたのである。この委員会では、各地区での懇談会開催の件、ならびに住民投票の件について協議が行われ、あわせて杉本知事が予定されていた渡米についての挨拶を行っている。⁽⁴²⁾

この第三回調査促進委員会では、前日の市議会会で合併反対決議を行った門司市が強い反対意見を表明したが、県、

市の共同主催で五市の各地区二八カ所で懇談会を開くこと、についてはそれにあたる県側の陣容を、第一班（奥田副知事、山本総務部長、早川計画課長、高山事務局次長、西村河港課長）、第二班（土屋副知事、金子土木部長、岩佐地方課長、前田事務局長）とし、それに各市の市長、議長、議員、関係部課長が出席することとし、一〇月三日から三日までに実行していくことを決定した。⁽⁴³⁾ また住民投票については、県が作成した実施試案（一一月一〇日教育委員選挙と同時実施）が示され、門司をのぞく各市はそれをもとに各議会で検討を行うこととなった。⁽⁴⁴⁾ こうしてこれからほぼ一カ月余にわたって、五市合併をめぐる論議は、いよいよクライマックスを迎えていくこととなるのである。いま参考までに、当時の記録にもとづいて懇談会が開催された期日と場所を示しておく、およそ次のとおりであった。

- 一〇月 三日 八幡市折尾支所、同黒崎小学校、小倉市堺町小学校
- 四日 八幡市市会議場、同前田小学校、小倉市北方小学校、同中島小学校
- 五日 八幡市山口小学校、同上津役小学校、小倉市山本小学校、同西小倉小学校
- 九日 戸畑市第三中学校、同第二中学校
- 一〇日 戸畑市戸畑小学校、同浅生小学校
- 一日 八幡市大蔵小学校、同槻田小学校
- 一二日 若松市島郷第一小学校、同第四中学校
- 一三日 若松市島郷第二小学校、同浜の町小学校
- 一四日 若松市深町小学校
- 二〇日 小倉市曾根小学校

三〇日 門司市松ヶ江小学校、同大里柳小学校

三一日 門司市大積小学校、同市役所集会所（以上二七カ所）

この間一〇月六日には、合併調査促進委員会は、さきのリーフレット一九万五千部を五市の各戸に配布しており、また同月二二日には、五市合併に関する「県政時報」特輯第一号をおなじく五市の各戸に配布しており、さらに翌一月二日には同時報特輯第二号を同様に配布している。この時期、県当局は合併の実現へむけて、世論の喚起に力をいれたということができ⁽⁴⁵⁾るであろう。ちなみに、「北九州五市合併問題について」と題されたこのリーフレットの要点は、およそ次のようなものであった。

まずこのリーフレットは、合併問題は二〇年来の懸案であるとしたうえで、「合併の最後の決定は市議会の議決でなされることではありますが、その実質的背景をなすものは、市民の与論でなければなりませんので今迄専門委員会で検討せられた要点を列挙して市民各位の批判を仰ぎ度いと思ひます」と述べ、以下の項目について合併の効果を説明している。「合併して市の行政はどうなるか」、「水道と交通及び都市計画について」、「港湾の問題について」、「警察及び消防について」、「教育及び文化施設について」、「衛生について」、「社会施設について」、「産業経済について」の各項目がそれである。そして「市民の公正な判断を待つ」としてこう呼びかけたのである。

以上述べた諸点は今迄に研究せられた代表的な一面であります但其の大部分が利点ばかりで缺点是殆んど掲げられて居りません。事実合併に対して之を理論的に解明して行く時缺點となりマイナスとなる部面は殆んど発見できないのでありまして或る人は合併の理想や夢を描いて現実に於ては莫大な経費を伴い、むしろ幻滅を感じると懸念される人もありますが、合併したからと言って一時に全部の企画に着手すると言うものではありません。また着手できるものでもありません。それは市の財政の強化に伴って逐次実行に移すべきであつて事の軽重緩急によって施行することは新らしい合併後の市政擔当者が定めるべきであります。何れにせ

よ単独の都市ではなし得ない事業も合併することによって幾分でも実現の可能性が生まれてきます。その前途の希望なくしてどうして合併ができるでしょうか。

……………中 略……………

時恰も行政事務再配分によって都市の機能が画期的に増大されようとしている折柄であり、市民福祉の向上増進のためには今こそ合併の最良の時機であるとも云われております。是等の判断は何れも市民の自由な意志にまつべきものでこの必要なしかも他面困難なる問題を解決するものは五市七十万の市民各位であります。⁽⁴⁶⁾

二、地元市民の動き

これに対して、地元での市民の動きはどうだったのであろうか。すでにみてきたように、自治体リーダーの動きと地元紙の報道活動をのぞけば、市民の反応は、個人的な言動はあったものの、組織的な動きは全体的ににぶかった。それがこの時期になってくると、ようやくその動きが表面化してくるのである。

まず政治リーダーとしての政党についていうならば、政党としてのまとまった動きはほとんどなかったといっている。市長、議員の大半は保守系無所属の者だったし、政党に所属している者の動きも、多くは個人としての行動であった。政党の地域組織は、保守、革新をとわず、まだ自治体政策を樹立して実行していくだけの力量は、まったくといっていいほどもちあわせてはいなかったのである。政党を代表しての発言をあえて探せば、昭和二五（一九五〇）年の一月段階で、共産党の高倉金一郎が、「合併準備活動に労働組合その他の民主団体を参加させること」と市政の「民主化」を要求し、「現在のよような政治のやり方そのまま五市合併することには反対」と表明していたことが注目されるが、それとて日常活動への転化にはなお距離があった。高倉はそこで合併への動きを指して、「これは全く

吉田内閣の売国的日本復興策、即ち祖国日本の植民地化政策の地方版であり下請仕事と断じて過言ではありません」と語っているが、そこには当時の左翼の短絡した認識がよく示されているといえよう。⁽⁴⁷⁾ 民主党と自由党の場合には、いよいよ県のリーダーシップの下で合併への動きが日程にのぼってくると、地方選挙を翌年にひかえていたこともあって、合併は社会党系の杉本知事ひいては社会党を利用するものとの思惑がひろがっていったことが目につく程度であり、反対に社会党の場合には、その活動は事実上、労働組合の合併推進運動に代位されていたのである。

そこへいくと労働組合は、低調ななかにも比較的にまとまった動きを示したのであるが、それでも、すでにふれたような個々のリーダーの発言や門司での動きを別にすれば、五市全体にまたがる団体としての動きが表面化してくるのは、昭和二五年の九月も下旬に入ってからであった。すなわち同年九月二二日、合併問題を討議するための北九州五市地区労代表者会議が、各地区労の議長、書記長ら一五名参集の下に、小倉市の西鉄洗心寮においてはじめて開かれ、そこで五市合併を積極的に推進することが決定され、住民投票の実施へむけて各市当局へ働きかけていくことが申し合わされたのである。⁽⁴⁸⁾ つづいてこの日の決定にもとづき、同月二六日、小倉記念病院に於て北九州五市労組協議会が開催され、「五市合併は労働者の経済条件の向上をもたらし労働階級の勢力を拡大できる」として、ただちに合併専門小委員会を設置し、合併推進運動をすすめていくことが決議され、各地区労はこれ以後合併推進運動をひろげていくこととなった。⁽⁴⁹⁾ それは文字どおり遅ればせのとりにくみであったというほかはあるまい。一〇月に入って一七日には、小倉市米町小学校で北九州五市教員組合会議がもたれ、一八日には門司市の神戸製鋼所で北九州地区労働組合役員会が開かれ、それぞれ合併推進へむけての協議が行われているが、ここでは、この時点で北九州労働組合協議会の名で配布されたチラシから、その情宣活動の内容を紹介しておこう。

「合併は自由意志にもとづく住民投票で!!! 北九州は五市か・一市か?」という見出しで、このチラシはまずこう

いつている。

五市合併の是・否を決定する場合には、市民大衆の眞の輿論に基き決定されることこそ民主主義政治のあり方であります。今、本問題の可否論が市当局者及び市議会の一部では論議されつゝありますが、市民大衆には今日まで一片の資料さえ配布しないし、大衆の輿論を正しく把握しようとする努力は、甚だ消極的であり「知らしむべからず」との非民主的なものが感じられるのであります。

と。この指摘のうえに立って、同チラシは「五市合併は必然的なものである」「五市合併は生活の向上をもたらず」と主張し、こう結んでいる。

われわれは一市として、五市合併の実現を念じております。然し、われわれ大衆の力の結集をおそれ、或は五市各々に於て占める自己の勢力の弱体化をおそれる一部の人々の声が時期尚早論となり、反対論となっています。これらの人々は、本問題に対する賛否を問う住民投票すらやらないよう運動しています。

われわれは、このような自己の利益のためにする時期尚早論及び反対論を断固打破して、北九州百年の大計をたてる五市合併運動を促進させよう。⁽⁴⁷⁾₍₅₀₎

ここには、すでにみてきた自治体リーダーの側における合併促進論とは立場を異にした、当局者への批判をふくんだ合併促進論をみてとることができよう。他方、合併促進論に反対する動きも、部分的にはいろいろとあったのであるが、自治体リーダーにおけるそれをのぞけば、そのほとんどはインフォーマルなものであって、その記録はあまり残されていない。そのなかにあつて、当時の反対派の空気を代表していると思われる『九州報知新聞』の主張を次に紹介しておこう。すなわち同紙の号外は、無知と無批判のまままで市民投票を行つて果して何の意義を見出し得るか、としてこう述べている。

周旋屋の仲人口のように所謂合併の良い一面をのみ列挙して悪い面には殆んど触れていない北九州五市合併調査促進委員会の行き方ではなしに、合併の良い面を見ると共に其及ぼす悪い面をも見ている北九州五市総合研究委員会の見解の方が真に合併問題に対する親切な手引であると思う。

と。そこで後者の報告書の全文を再録してアピールしているのであるが、そこでは「然し乍ら以上の目的達成の為には当分の間、経費が増大し市民の負担が増加することは必然的と考えられます」という部分だけが特大活字で強調されていたのである。⁽⁵¹⁾

このほか、一〇月一七日に八幡市と戸畑市の婦人会役員会が、同二七日に小倉市の婦人会役員会がそれぞれ合併問題懇談会を開いており、また同二二日には北九州医師会が八幡で合併問題懇談会を開いているが、その詳細は明らかではない。⁽⁵²⁾ またそれよりさき九月三〇日夜に、戸畑商工会議所議員丸山平吉の発起で「市民世論会」が同市中原小学校で開かれているが、その内容も今日では不明である。いずれにせよ、市民の間からの運動は、全体的には低調であったといわなければならない。

形のうえからすれば、十一月一〇日に住民投票をひかえて大詰めにきているはずの、一〇月の一六日から三日間にわたって、朝日新聞社は五市において合併問題についての世論調査を行ったが、そこでは「合併について最近話合ったことがあるか、どうか」という設問に対して、各市をつうじて約七〇%の市民が、とくに女性の場合には八幡は九三%、その他の市でも八〇%以上が「話合ったことがない」と答えていたのである。合併をめぐる論議は市民のものとはなっていないかったというほかはあるまい。そういうなかでの、住民投票が必要かどうか、五市合併に賛成かどうか、という点についての、いわば受身の反応の結果は次のようなものであった。⁽⁵³⁾

朝日世論調査結果（昭和25年10月）

五 市 合 併	住民投票				
	わ かなら ない	必 要 な し	必 要 あり		
五 市 合 併 わ かなら ない 答 え た く ない	三 五	四	一 七	四 四	門 司
	二 九		二	六 九	小 倉
	二 六	三	七	六 四	八 幡
	二 六	一	二	七 一	戸 畑
	二 〇	五	六	六 九	若 松

備考 数字は百分比

これをみると、やはり「わからない」の比率が比較的にかたこと、住民投票については各市とも六割以上の人が必要であるとし、五市合併については、門司だけが賛成が半分に達していないものの、他の四市はほぼ三人に二人が賛意を示していることがわかる。同紙によれば、賛成率ももっともたかいは組織労働者であって、門司は四九%であったものの、他の四市ではいずれも八〇%をこえていたし、また合併に利害意識をもつと思われる中小商工業者においても、門司のみは四七%にとどまったものの、他の四市では七〇〜七六%の者が賛成だったのである。

三、門司市の離反

さてその門司市での動きであるが、そこでの自治体リーダーの動きが、一貫して五市合併に乗り気でなかったことは、すでにみてきたとおりである。しかしまた合併調査ということに関するかぎりには、門司市も他の四市と足並みを

そろえてきたことも、すでに述べてきたとおりである。それがここに来て合併促進の動きが顕著になるにおよび、自治体リーダーならびに商工界のリーダーが公然と反旗をかかげるにいたり、それに労働組合や一部市民が反対することとなって対立が表面化していくこととなる。

さきにふれた五市合併に関する各市専門委員意見書のなかでも、門司市のそれは「予想される利点」よりも「予想される欠点」の方に特徴があった。「中心部との交通上日常多大の時間的ロスと交通費を負担せねばならぬ」とか、「関門両市を一体として港湾が構成されている関係上両市は不可分である」とか、「小売業者は交通便利な中心地に顧客を奪われる怖れがある」とかいった点がそれであった。⁽⁵⁴⁾その根底には、「門司市は港湾が生命線であり」「港の発展が約束付けられぬ限り合併は寧ろマイナスの面が多い」という見方が強く存在していた。⁽⁵⁵⁾それだけに、これに対して合併調査促進委員会専門委員の意見とくに山本港湾関係専門委員の意見は、市当局者の頬を逆なでするものと受けとめられたのである。

くわえて門司市政の構造は次のような特徴をもっていた。すなわち門司市では伝統的に保守勢力が強く、市政の実権は旧政友会系の中野市長とそれをささえる栗林議長、糟谷副議長、中島総務委員長を中心とした、定数三六のうちの一九議席をしめていた民主党の手ににぎられ、それをさらに木村商工会議所会頭を中心とした保守系の商工関係者がバックアップしていた。それと協調関係をとっていたのは自由党を中心とした「革新クラブ」（一〇議席）であって、それらに対する社会党は前年の支部再建登録問題をめぐって、寺岡、小川市議派と三木県議派とに割れている状態だったのである。中野、栗林、木村のトリオを以てすれば、門司市の動向を決定することは容易であったといえる。だが合併問題の場合には、通常の市政をめぐる案件とは性格を異にしていた。他の四市があり県があり、報道機関と市民の動向がからまっていたからである。

合併問題がヤマ場にさしかかってきた昭和二五年九月二八日、門司市ではまず市議会全員協議会を開いて、五市合併は時期尚早との決議を行い、翌二九日の第二回合併調査促進委員会において合併促進への反対をはっきりと声明した。これに対して門司地区労は一〇月に入って合併賛成の署名運動を開始していくが、他方、合併調査促進委員の方では、さきにも述べたように、一〇月三日から地元での懇談会に入っていく。このような事態の推移に対応を迫られた門司市当局は、早急に市側の見解をまとめること、および当局独自の主催で、市内の各小学校区において、門司市が合併に反対する理由を説明する懇談会を開いていくことを検討しはじめていくのである。門司市当局はくわえて、県が作成したリーフレットの配布をさしとめ、かわって市独自のチラシをつくって当局者の見解の周知徹底をはかることとした。前田合併調査促進事務局長をして、「市民に対する言論を封鎖するような扱いは非民主的といわざるを得ません⁽⁵⁶⁾」と語らしめる状況が、そこにはあったのである。

当時の新聞報道によれば、県は他の四市と同様に三万七千枚のリーフレットを門司市に交付したがそのままにぎりつぶされ、一〇月一七日から三日間を門司市での県主催懇談会に予定したが拒否され、中野門司市長は、前田事務局長の懇談会開催のための打合せに応じず、同月二〇日には奥田副知事の面会申し入れをも断わっている⁽⁵⁷⁾。県と門司市との対立は、ここに来て決定的となっていたといっていよう。一〇月二一日、門司市議会は全員協議会を招集して、出席議員二五名中二三対二の圧倒的多数をもって、合併反対理由書ならびに門司の立場を説明した趣意書を採択し、それらを全世帯に配布することを決定するとともに、校区別懇談会の実施を最終的に確認したのである。反対したのは寺岡、岡両社会党議員のみであった⁽⁵⁸⁾。

この趣意書は、その「まえがき」でこういっている。

県の委嘱した各専門委員は各々の立場から合併が急務のように主張していますが、その研究は合併を前提としての研究であり利

点のみを力説し反面五市各々の立場においての各市民が予想し得る欠点については故意に過少評価していることがうかがわれま
す。私たちはこゝに門司市民としての立場から合併の可否を研究してみましよう。

つづいて港湾、行財政、警察・消防、水道交通、都市計画、衛生、教育文化、戦災復興、社会施設、等の項目にわ
たって門司市の事情を説明し、「合併の影響」においてこう説いている。

………港湾によって生活している門司はその港の盛衰が市民の死活に関する問題であり、現在人口約十三万人のうちその七割
は実に直接、間接港湾関係によって生活を維持しています。ところで港湾問題についてはさきに述べた通り港湾関係専門委員山本
氏の案は港湾の中心が小倉に一大商港設置の構想であり、現在の関門港（下関港を含む）の将来について極めて不利であります。
門司市が現在港湾、金融その他の面で占めている位置は他四市に比べて極めて高いのであって、官庁、諸会社、金融交通、報道、
運輸などの諸機関の集中していることは五市随一であります。合併により行政の中心が他に移行されるし門司市は所謂場末的存
在となり現在の維持はおろか将来性は全く失われる公算が大となりませう。

そのうえで、「むすび」における「一旦軽卒に合併したら後で後悔しても、現在の法制下では分離独立は殆んど
不可能である事を考えておかなければならないと思います」との言葉は、態度を決めかねていた多くの市民に影響力
をもつものであったといふことができよう。⁽⁵⁹⁾

なお右の内容をさらに簡潔に要約した市民むけチラシの全文を次に示しておこう。このチラシは中心に関門港平面
図をかかげ、「図中、小倉海面の点線の部分は商業港、戸畑海面の斜線の部分は工業港とする山本港湾担当委員の関
門総合港建設計画を示す」として、港湾活動の中心が小倉、戸畑に移ることが一見してわかるようにし、その上段に
次のように大きく印刷されたものである。

門司市が合併を反対する理由

門 司 市 役 所
門 司 市 議 会

一、合併すれば税金や市民の負擔が過重になり、門司市が計画した復興が遅れる。

一、末端地区となる現在の門司は、その将来の繁榮が望めず、場末の船著場(フナヅマ)となる。

一、山本港灣専門委員の説は門司港抹殺論である。

一、合併の利点としてあげられた理想論は、現状では財政的に実現が絶対困難である。

一、合併には各市いろいろの条件があるが、この合併の実現を誰が約束するか。ハダカ合併を強要する県当局のやり方には無理がある。

一、他市の利益のために門司市民が犠牲となることは迷惑千萬である。

一、最近、若干の大都市の場末地区で分離独立の運動が行われているのは場末となった地区の「転落の悲哀」を如実に物語るものだ。⁽⁶⁰⁾

こうした当局の広報活動に呼応したのは、商工団体であって、門司市の港灣関係業界、商店街は一〇月二四日それぞれ会合を開いて合併反対同盟の結成に乗り出すとともに、これら各団体の代表者は市長を訪問し、「市の態度はまだ弱すぎる」とはっぱをかけ、合併賛成派との対決の姿勢を鮮明にしていたのである。⁽⁶¹⁾

こうした動きに対抗していったのは各労働組合の情宣活動や署名活動であって、たとえば日本ビール労組門司支部は一〇月一八日までに会社関係の三百二十余名の合併賛成署名をとっており、一九日には神戸製鋼労組、日本セメント労組などが合併促進運動の戦術協議を行っており、⁽⁶²⁾ また門司地区労では二〇日段階で約一万の賛成署名を集め、それをさらに拡大すべく、二〇日には労組員一二〇名を動員して街頭署名に乗り出し、さらに二三日からは合併反対論打破のためのビラ配布活動を展開していく。⁽⁶³⁾ ここではその一例として、当時国鉄労働組合門司分会によって配布され

たビラの内容を示しておこう。このビラは、「市当事者の非民主的な、市民を盲目にしての合併阻害のための暗躍は絶対に反対せねばなりません」として、市民にこう呼びかけている。

市民の皆様へ

○門司市議会は何故に五市合併に反対？

○市当局は理を明らかすべきだ！！

○合併すれば五十年前の寒村にもどるとか、門司市の財産が他にとられるとか、実に笑うべき政治感覚だ！

○反対のためにする公聴会反対！！ 公正な公聴会を開け！！

○市民の幸福のために住民投票を実行せよ！！

○一部の利権を守る為の合併反対論は住民投票で封殺せよ⁽⁶⁴⁾！

門司地区労は一〇月二五日、住民投票を実施すること、ならびに公聴会に関して「放送討論会形式」を採用するよう議長と市長に申し入れたが、それは物別れにおわり、そのあと地区労では、二六日現在で集った署名総数三万六千名（ただし有権者二万五千名でいど）を背景に、最悪の場合には市長リコールも辞さないという意見がたかまってきつつあった。⁽⁶⁵⁾

そうしたなかで門司市当局主催による校区懇談会は、一〇月二六日から十一月一六日の二〇日間にわたって、市内一七の小学校において開催されていった。それは表向き「公聴会」と称され、県側からの住民投票を実施するか否かを決めてほしいとの要請に対して開かれるものとされていたが、そこには市の執行部と議会の首脳部のみが出席して県側は入れず、事実上は市当局による一方的な説明会であって、合併反対へむけての上からの世論づくりとの印象はまぬがれなかった。ちなみにその第一回目の懇談会は錦町小学校で五百名の市民が参集して開かれたが、そこではま

ず栗林議長が挨拶をし、糟谷副議長が経過を説明したあと、中野市長が五市合併論を痛烈に批判したあと、江藤助役が財政面の説明をし、残された時間で賛否両派の質疑が行われたが、それはわずか四人の市民の発言で時間切れというぐあいであった。⁽⁶⁶⁾ また一〇月二八日の第三回懇談会は大里柳小学校で約三百名を集めて行われたが、市当局が校区民でない政談演説の弁士岡義夫（市長の親友）をサクラに使ったということと合併賛成派の市民が激怒し、あわや乱闘寸前の状態にたちいたっている。⁽⁶⁷⁾ 『新九州』は「非民主的な門司市の『合併懇談会』」という見出しで、「市民を『愚民』扱い、反省せよ！ 明朗な運営へ」「自由な言論 封ず」「明かに市民権の侵害」と、このときのやり方を弾劾したのであった。⁽⁶⁸⁾

他方、合併調査促進委員会による五市での懇談会は、その日程の最後になって、さきに示したように一〇月三〇日大里柳小学校、三一日大積小学校ならびに市役所集会所で開かれたが、いずれもはげしい野次の応酬のなかで賛否両論がとびかったのである。とくに最後の三一日夜の懇談会では、二百五十名の市民を前にして市会議員を中心とした反対派の鼻息が荒く、県から出むいた奥田副知事をつるしあげたうえ、控室の市長室にまでなだれこみ、両派のあいだに乱闘寸前の険しい空気がみなぎったが、田中門司市署長がそれを取りなしている。このとき中島市議らは「門司をもませにきたのか」「言を左右にするな」と奥田副知事にせまり、「憤激した副知事は用意された夕食に一顧も与えず席をけたてて帰るといふ合併の賛否そっちのけの徹底したドロ試験的な対立場面を展開した⁽⁶⁹⁾」という。またこのときの会合で栗林議長が、奥田副知事の「今回の合併は五市市議会議長会議の県への要請によって県があっせん役に乗り出した」との説明に、「頼んだことはない」としたことに対し、翌一日、合併促進委員会事務局は栗林発言は不見識極まるとの抗議を⁽⁷⁰⁾発表している。五市合併の路線は、この時点において実質的にくずれ去ったとみてよいであろう。

この事件のあとは、市議会の一部にあった校区懇談会の終了後住民投票について考慮するとの意見が姿を消す一方、門司地区労も市当局や議会工作を打ち切り、「市幹部の反対論をめぐる陰謀」と題する声明書を配布するとともに、運動の重点を合併促進よりも市幹部の攻撃に移していくこととなる。一月十九日、同年最後の門司市議会は中野市長の合併問題についての声明文を、二六対一（反対は寺岡市議）の圧倒的多数で採択した。その声明とは、「校区別懇談会を開いた結果、市民も市の態度を支持することが分った。しかしこれだけで市民の総意と断定するのは危険である。そのため今は住民投票を行う時期ではない。この問題については明年の地方議員選挙の際現れた情勢で再考する」というものであった。⁽⁷¹⁾

第四節 合併路線の崩壊

一、住民投票をめぐる動き

門司市をのぞく四市において、大詰めにきた段階で合併への難色を示しつつあったのは、まず戸畑市であった。ここでは九月二八日の市議会協議会において議会の態度を協議したが、そこでは社会党は賛成意見を表明したものの、その他の各派は反対気運が強かったのである。⁽⁷²⁾そこでは一〇月一日に戸畑地区労代表者会議が、土屋知事を囲んで懇談会を開くなど賛成への動きもあったものの、他方では商工団体や保守系勢力のあいだに、ここに至るの慎重論が少なくなかった。そこには市民負担の問題とならんで、合併後の議員数の減少（三六名が六名となる）に対する不安がつのり、議員のほんねと、戸畑の発言権の弱化への懸念がひろがってきていた。

他方、若松市においては市議会に「日和見気分が強い」とされていたのであるが、かねてより「裸合併論」を主張

していた井上市長は、一〇月二二日、門司市議会の反対理由の表明に対して「県当局のやり方は「押付けている」という印象を受ける」とし、「門司が合併に反対なら五市合併はおそらく不可能であろう」という見方を示した。⁽⁷³⁾ そうしたなかで一〇月二三日、八幡市議会全員協議会は、「合併問題はあくまで市民の総意の上に立って決せられるべきである」として、五市のトップをきって十一月一〇日の住民投票の実施を決定したのであった。⁽⁷⁴⁾ その決定は「他の四市が市民投票をやらない場合も当市は断行する」としており、同じ日に全員協議会を開きながら住民投票問題にふれなかった戸畑市議会とは、対照的な反応を示したのである。⁽⁷⁵⁾ もっとも竹内戸畑市長はそのとき、「五市合併に賛成だ、門司が合併に反対しているので合併は白紙にかえし四市か三市合併に切替えなければならぬ、私としては五市合併にたいし市民がどんな気持ちをもっているかを知るため住民投票は賛成だ」と語っており、⁽⁷⁶⁾ 市長と市議会とのあいだにはズレが生じていたのであった。

住民投票の成否のカギをにぎるのは、五市合併に対する賛成、反対両派の間に浮動するグループであったが、朝日新聞はこの「灰色派」の内訳を次のように分析していた。

「そのまま派」＝合併の趣旨はよくわかるが当分見合せたいという組

- ① 戦災を免れ、学校、道路等が一応完備しており、他の戦災市が立直るまで待ちたいという戸畑の一派
- ② 税制改革でこれ以上大世帯になってはしぼられるのではと懸念する八幡製鉄、安川電機、日本化成などの大会社の現状維持派
- ③ 地方自治法が施行されてまだ三年余だから完全自治に慣れる日まで待てとする慎重派
- ④ 講和条約が結ばれる日まで待てと主張する「飛躍派」

「条件派」＝合併をはばむ問題を解決した後でという組

- ① 若戸鉄橋ができてからという若松の一派

- ② 交通通信網が整備されてからという農村部の一派
 - ③ 高速道路交通機関が生れ電話の五市間即時通話が実現してからという一派
 - ④ “特制市制でやれるなら”というグループ
- 「漸進派」は方法的に二分される

- ① 市町村一部事務組合の制度を五市の各種公共事業に大々的に採用して合併気運をつくっていくべしとする組
- ② 三市または四市合併論者

「あいまい派」

- ① 合併がよいか悪いかはっきり判断できない組
- ② 分かっているも答えられない組、野心たっぷりな仮面組、日和見組、便乗組など種々雑多で、市議会内に多い。⁽⁷⁷⁾

同紙によれば、「条件派」の③は影をひそめてきており、逆に「漸進派」の②は門司の反対声明が逆作用して支持層が増大してきており、「あいまい派」の②の離合集散は、個人の利害関係や政治的駆引きによる場合が多いということであった。これはほぼ当を得た指摘であったといえよう。

そうしたなかで一〇月二五日、住民投票の可否を決する若松市議会全員協議会が開かれたのであるが、そこでは民主議員による無期限延期説と革新団体協議会派議員の即時断行説とが長時間にわたって論争をくりひろげたあげく、民主党側から二カ月延期の妥協案が出され採決となったのであった。表決の結果は、住民投票実施不賛成一名、十一月一〇日実施賛成八名、一カ月延期実施三名、二カ月延期実施一六名となり、若松市は翌年一月一〇日実施と決定したのである。⁽⁷⁸⁾ つづいて翌二六日に開かれた小倉市議会全員協議会は、萩原議員ら一部の時期尚早論をしりぞけて二〇対二の絶対多数で十一月一〇日の住民投票実施を決定した。⁽⁷⁹⁾ 残るは戸畑市のみとなったが、同市の市議会全員協

議会は一〇月三〇日に二四議員が出席して開かれたものの結論が出ず、東北地方視察中の経済委員七名の帰任をまつて十一月四日再び協議会を開いて決定することとなったのである。かくて十一月四日の戸畑市議会協議会は最後のヤマだとみられたが、そこではまず十一月一日実施案が表決に付され、出席議員二七名中反対一六、賛成一〇、白紙一で否決となり、そのあと各派が実施期日について話し合ったすえ、十二月一日、翌年の一月一日、同二月一日の三案を決め、協議会を再会して無記名投票を行った結果、絶対多数（票数不明）で二月一日実施となったのであった。⁽⁸⁰⁾

この戸畑市議会の事情について、朝日の記者はこうとらえていた。議員三五名のうち二四、五名の腹の中は合併反対だが、いま反対を明言したら面子も悪いし、はっきりした反対理由も見つからないから賛成の仮面をかぶっているのであり、二月一日住民投票と決めた理由は、ここ二カ月間に市民の啓発運動をして真実の世論を聞くためだというが、啓発運動の具体案は無論なく、その具体案を練っている話さえ聞かれないのだと。社会党議員は「年内か、遅くとも明年一月初旬に投票を行わなければ明春四月の合併は事務的にも不可能だ。それを知りながら二月一日に決めたことは反対派の合併に対する「横車」で事実上の合併反対宣言ではないか」と語ったといわれるが、それは射た指摘であったということがいえよう。守田議長が「なんとか、かんとかいつているが次期選挙に出ようと思つている人たちは「反対」でしょう」といつていたというのも、それら議員のほんねをとらえのことだったにちがいない。⁽⁸¹⁾ こうして合併運動は第二のデッド・ロックにさえぎられてしまったのであった。

二、住民投票と合併運動の挫折

住民投票を延期した若松市と戸畑市に対しては、奥田副知事ら県の首脳部は、その繰り上げを求めて最後の働きか

けを行ったが、その成否はわずかながらも十一月一〇日の小倉、八幡両市での住民投票の結果にかかっていた。その小倉、八幡両市での五市合併に対する初の住民投票の結果は、次のとおりであった。

	賛 成	反 対	無 効
小倉市	二〇、六二八（八六・五％）	三、二二一（一三・四％）	七二四
八幡市	二四、九八四（七三・七％）	八、九〇九（二六・三％）	九一七

両市ともに賛成票が反対票をはるかに上まわったことは確かであったが、同時にその事実を軽くさせてしまったのは、予想をこえた低投票率であった。すなわち投票率は小倉市二六・二％、八幡市三〇・九％であって、それは教育委員選挙だけの場合と変るところがなかった。当日は雨模様であったとはいえ、意志表示をした市民が三分の一にも及ばなかったということとは、合併問題への関心の低さもさることながら、他の三市の動向からみてかなりの市民が合併実現への現実的可能性のうすさを感じとっていたからであろう。⁽⁸²⁾ 奥田副知事は、「この世論の裏附は県として今後この問題を扱う上に大きな力となった」と語ったといわれるが、それはいささか我田引水のおもむきがあったといわなくてはならない。反対に糟谷門司市議会副議長は、「合併に対する両市民の関心の低調さには驚かされた。すくなくとも八割は賛成と期待していたがさらに棄権も多いし啓発徹底がたらず為政者のひとりよがりとみるほかない」と感想を述べていた。⁽⁸⁴⁾ そこにはおそらく多少の自己満足もあったであろう。

二市の住民投票が終ったあと、小倉市役所内に設けられていた合併調査促進委員会事務局からは、各市からの駐在員ならびに県職員の一部がひきあげ、一時三〇名ちかい世帯だった事務局は五名前後に縮少された。そのこと自体がことの成り行きを象徴していたといつてよいであろう。県は若松市と戸畑市に住民投票の繰り上げ実施を働きかけたが、そこには県としての面子をたてなければとの思いもあったにちがいない。しかしここに至っては、事態をさらに県

の方針に近づけることは困難であった。戸畑市はほとんど動かうとせず、若松市は一月の七日、一五日の二回にわたって奥田副知事や君島、松岡、金子各専門委員と懇談会をもったものの、市民むけのリーフレットを作成することを決めるのが精一杯であった。⁽⁸⁵⁾

他方門司市では、二〇日間にわたって行ってきた校区別懇談会には連日連夜市長が顔を出し、市当局側が予想以上の成果だとしていた反面、門司地区労の方では一月二一日に市当局に労協と共催で合併討論会を開くよう申し入れたのを最後に、それ以後は活動が停止していった。他の四市での動きとあいまって、地区労の方が闘いに破れたのである。かくて自信をふかめた中野門司市長は、一月一九日、臨時市議会の冒頭で次のような声明書を発表した。

五市合併是非の問題については、さきに市内全地区にわたり、校区懇談会を開いて、多数の市民と懇談したのであるが、その情勢より推察すると、市並びに市議会がすでに表明した態度を、支持する方向にあることが多分にかがいが知られたのである。

しかしながら、これをもって、直ちに市民の総意の向うと断定することは、このような重要問題を決するにあたり、とるべきところではなく、従って住民投票を行う時期ではないと思はれる。⁽⁸⁶⁾ この問題について、更に市民の関心をたかめ、来るべき年の地方議員選挙などを通じてあらわれた、市民の総意を考慮し、その情勢に即応して、妥当なる措置を講ずることが適当であると信ずるものである。⁽⁸⁶⁾

つまり、市民の多数は合併反対の市当局の方針を支持しているが、それをあえて住民投票によって公式に示すことは避けようというのである。そこには一方で住民投票をやった場合にはたして反対の線がどこまで出るかという不安と、他方で反対の線が期待どおりに出たら出たで、他の四市や県との関係がどうなるかという心配とがあり、すでに勝負はついているのだから、やらぬにこしたことはないという判断があったのであろう。そして市議会はこの声明を二七対一の絶対多数で支持したのであった。しかしこの門司市長声明は、市長の思惑以上の連鎖反応を生んだ。門司

がやらないのならと、すでに実施を決めていた若松がまず住民投票の執行停止を決め、つづいて戸畑市がおなじく投票の実施を見合わせることにしたからである。おそらくは両市リーダーのかなりの部分は、門司市の態度表明をわたりにふねとしたのであろう。こうして県の工作も水の泡となったのであった。

杉本知事が米国より帰国したのは同年一月九日であり、福岡に帰着したのは同一三日であった⁽⁸⁷⁾。知事はほとんどヤマ場で動くことはなかったのである。一月二三日、小倉市はその定例市議会最終日に、「五市合併については今まで慎重に調査した結果と住民投票による市民の世論を尊重して五市は即時合併して北九州五市の発展を期すべきである」との決議を満場一致で採択したが、それは知事がえがいた合併路線に忠実に対応した、ほとんど唯一のケースであった。年が明けて一月八日、杉本知事は門司市長に会見を申し入れ、北九州労協も合併促進の路線を再確認したが、もはやその前途に展望はなかった。一月一〇日増田建設相出迎えのために門司を訪れた杉本知事は、江藤助役と激しくわたりあったすえ何もえられず、同一六日には戸畑市議会が住民投票の無期延期を正式に決定した。このあと二月三日に中野門司市長と糟谷副議長が県庁で杉本知事、土屋副知事らと会談を行ったが、結局そこでは、合併事務局は残してすべてをこの機関にまかせ、「両者の運動はこれで一応コンマを打ち、改選後改めて出直すことになった」のであった⁽⁹¹⁾。このとき両者はひきつづき第二次会談を行うことを約束し、それは同月二七日県庁で行われたのであるが、そこでは三日に知事より提案されていた共同声明について門司側が出さないことを回答し、県と門司との接衝はここで正式に打切られたのである⁽⁹²⁾。

昭和二六（一九五一）年三月五日、杉本知事は五市合併調査促進委員会を小倉市役所に招集した。知事はそこで五市合併への信念と熱意をひれきし、委員会の存続を主張したが、門司側の委員は委員会の解散とそれが受入れられない場合は脱退するとし、五市議会関係委員は議員任期がないとして辞任を申し出た。知事はそこで商工会議所や報道

機関選出の委員の意見を聴いたうえ、五市合併は超党派的な問題として扱うべきであるとして、重ねて委員会の存続を宣言したのである。その結果、門司、若松、戸畑の委員が退場し、小倉、八幡の委員が残留を表明することとなり、合併運動はここに挫折するに至ったのであった。⁽⁹³⁾

三、運動の崩壊が示したもの

この戦後期における合併運動は、戦前、戦中のそれから数えれば、第三回目の動きであった。だがそれは、それ以前の二回の運動にくらべれば、目的は同じでも、その条件と性格をいちじるしく異にしていた。なんといっても、この合併への試みは、戦後における地方自治制度のもとにおけるそれであったし、それだけに知事をはじめ動いた自治体リーダーはいずれも選挙によって選ばれた人たちであり、それゆえにまた市民の意向への配慮が大きなウェイトをしめ、市民の間からの動きも、不十分ながらも、住民による住民のための自治体づくりという方向をかいま見せていたのであった。

動きの中心はもとより自治体リーダーであった。それは当初、地元五市の市長や議会幹部のあいだからはじまり、やがてそれは県のイニシアチブにとってかわられていったが、そのこと自体は、五市のそれぞれの事情からすれば避けがたいことであったといえる。五市の対等合併ということであれば、五市のそれぞれが合併という目標で一致しなければならず、そのためには各市の個別的事情よりも合併という共通目標を優先する姿勢をつくりだすことが先決条件であるが、抽象的なスローガンはともかく、実際に合併するとなれば、各市とそのリーダーたちがおかれていた立場が出てくることは必至であり、それらを調整し、場合によっては指導する県の存在なしには、事態の進展は難しかったからである。それだけでなくても市町村合併においては、「法定の手続よりも事前の準備が大切」⁽⁹⁴⁾であり、調査・

研究から合併協議会の推進にいたる過程が、当該市町村にまたがって事情を把握し、総合的な立場からの調整や助言をなしうる広域自治体の役割が重要な意味をもつのであって、それがほとんど世界にも例をみない五市の大型合併ともなれば、なおさらに必要となってくるのは理の当然である。

しかし戦後期の北九州五市合併問題の場合、そこにいたるまでに、決定的な二つの弱点があった。その第一は、論議を起した地元側に共通の目標での一致が固まらないまま県にあっせんを依頼したということであり、その第二は、県側が五市間での事情の難かしさを十分に認識することがないまま、専門委員をつうじて合併の大義名文論を先行させてしまったということである。この二つの弱点をさらにほり下げて考えてみると、そこでは合併をめぐる論議が上すべりして、市民意識とほとんどかみあっていなかったということにいきつく。実際、市民の生活意識からすれば、大方の市民はまだ、戦後の疲弊とインフレと食糧難のなかで、明日の糧をどうして得るかということに追われていたのであった。それらの市民に合併こそが復興への道だと確信させるには、地域のリーダーは旧態依然たる体質を残していたし、市民の多くもまた自律的市民にほど遠かったのである。

合併問題が大詰めにかかっていたときに、西日本新聞はその社説でこう指摘した。

最後の段階に入って各市の足並みが乱れてきたのは、はっきりいって一部の市の理事者や議員が小さな利害にとらわれてきたこと、社会党知事のもとで合併を実現させたくないという保守政党側における反対機運の台頭、さらに去就をきめかねている市民大衆の態度にあると思われる。⁽⁹⁵⁾

と。これは五市合併を前提とした場合には、おおむね当を得た指摘であったといっている。ただ現実には、その「小さな利害」が大きな障害になるのであり、「去就をきめかねている」のがむしろ大衆の自然の姿であることを、自覚的な運動のリーダーたちがまだ認識することができなかったのである。

五市のなかで、小倉市と八幡市が住民投票実施にいたり、他の三市がそれから脱落したのは決して偶然ではない。そこには個々の議員の思惑をこえて、両者のおかれていた条件の大きな差異があった。地理的条件、産業活動、市民所得、人口、そのどれをとっても両者のあいだには大きなひらきがあった。当時、檜垣松夫が昭和二三年度末の国県市民税額から類推したところによれば、所得総額では八幡市三五%、小倉市三〇%、門司二〇%、若松一〇%、戸畑五%であり、人口では八幡と小倉がそれぞれ三〇%以上をしめ、以下門司二〇%、若松と戸畑が一〇%であり、一人当り所得は、八幡の九、八四一円、小倉の七、七九四円に対し、門司が七、一四一円、若松は五、八二三円、戸畑にいたっては三、七〇〇円にすぎなかったのである。⁽⁹⁶⁾ しかも林田和博の報告書によれば、合併した場合、市会議員数は次表のようになるのであった。

	人 口	現在議員数	合併後議員数
門 司	一一万	三六名	九名
小 倉	一九万	四〇名	一五名
八 幡	一九万	四〇名	一五名
戸 畑	七万	三六名	六名
若 松	八万二千	三六名	七名
計		一八八名	五二名

(97)

すでにみてきたように、門司はこのほか港湾に依拠してきた都市であり、門司と若松には場末論を生みだす地理

的条件があり、戸畑は市民所得がもっとも低く、かつ市会議員数が六分の一に激減するということであってみれば、「小さな利害」がその実、当事者にとっては、決して小さな利害ではなかったことがうかがわれよう。そうであれば、五市の合併は、そうやすやすと実現できるはずのものではなかったといわなければならない。その意味では、この結末は、むしろなるべくしてなったというべきであろう。

だがそれにもかかわらず、この合併問題の再燃は、ことの成否とは別に、戦後地方自治制度の下において、北九州の市民に自分たちの町のあり方について改めて考えることをうながす契機となった。その意味では、伝統型のリーダーや利益集団とは別の次元から問題にとりくんだ労働組合の役割は、敗北に終わったとはいえ、下からの市民参加への前ぶれを示すものであったといえる。

最後に、現象的には少数意見ではあったが、前二回のそれとはちがって戦後期の合併運動が部分的に伴うにいたった新たな特徴を示したとらえ方を紹介して、本稿をとじることにしよう。すなわち『小倉新聞』は、昭和二五（一九五〇）年初頭の段階において、その社説で次のように主張していたのであった。

五市合併は市民大衆の利益のために硝子張りの公明な民主的方法で実現されねばならぬ。さらに合併後の都市計画、産業復興政策、厚生福利施設等も大労働都市、大産業都市にふさわしい勤労本位（ワーマン）のものでなければならぬ。

われ／＼は前述のように市政民主化の極めて立遅れている現状に鑑み五市合併をボス取引の喰物にしたり勤労大衆に対するファシヨ的弾圧のための政治警察の強化のために利用することは断乎として反対し、民主的（マ）五市合併の実現を保證（マ）するために労働組合、生活協同組合等の民主的諸団体が大衆の世論を代表して合併準備機関に参加して発言権を獲得することを強く要望せざるを得ない。⁽⁹⁸⁾

それは、戦後の混乱期のなかから生まれてきていた、新しい勢力の息吹きを象徴する言葉であったといえるだろう。

う。

- (1) 「北九州五市合併問題に関し縣幹旋の経過」(手書き) 山県資料より。引用は原文のままである。以下同じ。
- (2) 同記録資料による。
- (3) 『フクニチ新聞』 昭和二五年一月七日。
- (4) 同紙、同日付。
- (5) 『小倉新聞』 第八号 昭和二五年一月二二日。
- (6) 同紙、同号、ならびに『フクニチ』、『毎日新聞』 各昭和二五年一月七日、参照。
- (7) 前掲「北九州五市合併問題に関し県幹旋の経過」による。
- (8) 同記録資料による。
- (9) 同記録資料による。
- (10) 同記録資料、ならびに小倉市合併委員会「北九州五市合併問題の経過概要」(プリント) 参照。なおこの放送座談会は二月二八日夜に放送された。
- (11) 『西日本新聞』 昭和二五年三月八日、参照。
- (12) 『朝日新聞』 昭和二五年四月五日。
- (13) 『西日本新聞』 昭和二五年四月五日。同紙によれば、「某権威筋」の指摘として、八幡市における反対論の台頭は、地方税法の改正にともなう固定資産税の創設により、大会社や大工場をかかえる八幡市の税収が豊かになった(約一〇億円)ことがあげられている。
- (14) 原資料はタイプ・プリント、?印は判読不能な部分を指す。山県資料による。
- (15) 昭和二五年六月一〇日付各紙、参照。
- (16) 「北九州五市合併調査促進委員会経過」(手書き) 山県資料による。
- (17) 「北九州五市合併を語る」『西日本新聞』 昭和二五年六月二〇日。本多市郎はここで、慎重ななかにも、ことは「五市が合併して一体としての運営に努力するか否かにかかっている」と述べている。

- (18) 『福岡縣公報』号外 昭和二五年六月二四日、福岡県庁。
- (19) 『毎日新聞』 昭和二五年七月二日。
- (20) 『西日本新聞』 昭和二五年七月五日。
- (21) 同紙 昭和二五年七月二一日。
- (22) 小倉庫次「北九州五市合併に関する意見（市政一般）」 昭和二五年八月 北九州五市合併調査促進委員会、一頁。
- (23) 同意見書 三～四頁。
- (24) 同意見書 五、一〇頁。
- (25) 林田和博「北九州五市合併に関する意見（地方行政）」 昭和二五年八月 北九州五市合併調査促進委員会、一頁。
- (26) 同意見書 三頁。
- (27) 藤田武夫「北九州五市合併に関する意見（地方財政）」 昭和二五年八月 北九州五市合併調査促進委員会、一頁。
- (28) 同意見書 九～一〇頁。
- (29) 同意見書 一〇頁。
- (30) 松岡瑞雄「北九州五市合併に関する意見（経済）」 昭和二五年八月 北九州五市合併調査促進委員会、一～二頁。
- (31) 同意見書 六～七頁。
- (32) 金子衿「北九州五市合併に関する意見（交通）」 昭和二五年八月 北九州五市合併調査促進委員会、八頁。
- (33) 君島八郎「北九州五市合併に関する意見（水道）」 昭和二五年八月 北九州五市合併調査促進委員会、一～三頁。
- (34) 山本五郎「北九州五市合併に関する意見（港湾）」 昭和二五年八月 北九州五市合併調査促進委員会、五頁。
- (35) 同意見書 五～七頁。
- (36) 前掲「北九州五市合併調査促進委員会経過」、ならびに昭和二五年九月五日付各紙、参照。なお中野門司市長と杉本知事との非公式会談の事実は、山県メモによる。
- (37) 『朝日新聞』 昭和二五年九月六日。
- (38) 昭和二五年九月八日付『西日本新聞』ならびに『毎日新聞』からの総合的判断による。
- (39) 『西日本新聞』 昭和二五年九月九日。

- (40) 門司市側はこの懇談会へむけて事前に手をうっていたわけで、この「合併打合会」には各層代表三百余名（主催者調査）が参集したといわれる。そこで市当局側が合併反対論や時期尚早論を押しつけたとの反撥が、労組関係者を中心に出されたのである。『西日本新聞』昭和二五年九月八日、ならびに『朝日新聞』昭和二五年九月一〇日、参照。
- (41) 『新九州』昭和二五年九月一二日。なお杉本知事と同社大野主幹との対談が行われたのは九月九日である。
- (42) 前掲「北九州五市合併調査促進委員会経過」による。
- (43) 北九州五市合併調査促進事務局「北九州五市合併問題の経過」（プリント）による。
- (44) 『毎日新聞』昭和二五年九月三〇日。なお、実施試案の細目については、昭和二五年九月二二日付『西日本新聞』参照。
- (45) 前掲「北九州五市合併調査促進委員会経過」ならびに「北九州五市合併問題の経過」による。
- (46) 「北九州五市合併問題について」（チラシ）昭和二五年一〇月一日 北九州五市合併調査促進委員会、による。
- (47) 『小倉新聞』昭和二五年一月二二日。
- (48) 昭和二五年九月二三日付『毎日新聞』、『朝日新聞』参照。
- (49) 『西日本新聞』昭和二五年九月二七日。
- (50) 「合併は自由意志にもとづく住民投票で!!! 北九州は五市か、一市か?」（チラシ）北九州労働組合協議会、より。
- (51) 『九州報知新聞』号外 昭和二五年一〇月九日。ちなみに本紙は、戸畑市の村田政之助によって出されていたもので、五市合併総合研究委員会報告書の転載は、戸畑市議会副議長西尾松太郎の配慮によるものであった。
- (52) 前掲「北九州五市合併問題の経過概要」参照。
- (53) 『朝日新聞』昭和二五年一〇月二三日。
- (54) 「五市合併に関する門司市専門委員意見書」昭和二五年六月、『北九州五市合併に関する資料（第三輯）』昭和二五年七月 北九州五市合併研究室、一〇九―一一一頁。
- (55) 同意見書 同資料 一一〇―一一一頁。
- (56) 『新九州』昭和二五年一〇月一九日
- (57) 『朝日新聞』昭和二五年一〇月二二日。
- (58) 同紙 昭和二五年一〇月二三日、『フクニチ』昭和二五年一〇月二三日。

- (59) 「北九州五市合併 なぜ??? 門司市は反対をしなければならぬか」(チラシ) 門司市役所・門司市議会 昭和二五年一〇月二一日。
- (60) 「門司市が合併を反対する理由」(チラシ) 門司市役所・門司市議会、このチラシには日付がないが昭和二五年一〇月二一日付と思われる。なお「若干の大都市の場末地区」というのは、趣意書によれば、横須賀市、川口市、高岡市、東京都の大田区などを指している。
- (61) 『新九州』 昭和二五年一〇二五日。
- (62) 『毎日新聞』 昭和二五年一〇月二〇日。
- (63) 『西日本新聞』 昭和二五年一〇二二日。
- (64) 国鉄労働組合小倉支部門司分会「五市合併促進せよ」(ビラ)による。
- (65) 『毎日新聞』 昭和二五年一〇月二六日、ならびに『西日本新聞』 昭和二五年一〇月二七日。
- (66) 『西日本新聞』 昭和二五年一〇月二七日、『朝日新聞』夕刊 昭和二五年一〇月二八日。
- (67) 『毎日新聞』 昭和二五年一〇月二九日、『新九州』 昭和二五年一〇月三〇日。
- (68) 『新九州』 昭和二五年一〇月三〇日。
- (69) 『フクニチ』 昭和二五年一〇月一日。
- (70) 『新九州』 昭和二五年一〇月二日。
- (71) 『朝日新聞』 昭和二五年一〇月二〇日。
- (72) 『西日本新聞』 昭和二五年九月二九日。
- (73) 『朝日新聞』夕刊 昭和二五年一〇月二三日。
- (74) 『新九州』 昭和二五年一〇月二四日。
- (75) 『朝日新聞』 昭和二五年一〇月二四日。
- (76) 『西日本新聞』 昭和二五年一〇月二四日。
- (77) 『朝日新聞』 昭和二五年一〇月二四日。ただし本文で示したのは、同紙の記事より筆者が整理したものである。
- (78) 『毎日新聞』 昭和二五年一〇月二六日、『フクニチ』 昭和二五年一〇月二六日。

- (79) 『毎日新聞』 昭和二五年一〇二七日。
- (80) 『朝日新聞』 昭和二五年一月五日。
- (81) 『朝日新聞』 昭和二五年一月八日。
- (82) 前掲昭和二五年一月二日付各紙、参照による。
- (83) 『新九州』 昭和二五年一月二日。
- (84) 『朝日新聞』 昭和二五年一月二日。
- (85) 前掲「北九州五市合併調査促進委員会経過」による。
- (86) 「門司市長声明書」(プリント) 昭和二五年一月一九日、山県資料。
- (87) 前掲「北九州五市合併調査促進委員会経過」による。
- (88) 『朝日新聞』 昭和二五年一月二四日。
- (89) 『西日本新聞』 昭和二六年一月一〇日。
- (90) この激論の様様は新九州新聞がスクープして伝えている。『新九州』 昭和二六年一月二日、参照。
- (91) 『朝日新聞』 昭和二六年二月四日。
- (92) 昭和二六年二月二八日付各紙、参照。
- (93) 『毎日新聞』 昭和二六年三月六日、『新九州』 昭和二六年三月七日。
- (94) 地方行政調査委員会議事務局編『町村合併の理論と実際』 全国地方自治振興協会 昭和二六年 一六三頁。
- (95) 『西日本新聞』 昭和二五年一月一日。
- (96) 檜垣松夫「経済上より見たる北九州五市の産業形態」『福岡地理』第一集 福岡地理学会 昭和二五年九月 一五頁。
- (97) 林田和博 前掲「北九州五市合併に関する意見」六一七頁。
- (98) 「五市合併準備機関に民主団体を参加させよ」『小倉新聞』 昭和二五年一月二日。